

令和8年第7回定例教育委員会

令和8年7月30日（木）午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川淳司	説明員	教育部長	佐藤学
	委員	麓美絵		教育部次長	廣田修
	委員	新館忠義		学校教育支援室長	稲田征己
	委員	兼子弘詔		総務課長	松井謙祐
	委員	松田久美		総務課主幹	清水孝則
				学校教育課長	水口武
				教育支援課長	前田佑介
				教育支援課参事	米山昌樹
				生涯学習課長	星野真修
				郷土資料館長	堀井
				セラミックアートセンター長	兼平一志
			記録員	総務課総務係長	本田拓也
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- （1）江別市立学校における働き方改革推進計画（第3期）の進捗状況及び改訂について
- （2）不登校児童生徒数及びいじめの認知件数について
- （3）セラミックアートセンター企画展「神田日勝展」の中止について

2 審議事項

- （1）令和8年議案第31号
江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- （2）令和8年議案第32号
江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- （3）令和8年議案第33号
江別市社会教育委員の委嘱について
- （4）令和8年議案第34号
江別市文化財保護委員会委員の委嘱について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和8年第8回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和8年第7回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は配付のとおりであります。開会前に確認いたしましたとおり、審議事項(1)議案第31号及び(2)議案第32号の2件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑のあと、1件ずつ承認を諮ることとします。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を松田委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1)江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の進捗状況及び改訂についての報告を求めます。
水口学校教育課長	水口学校教育課長をお願いします。 報告事項(1)江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の進捗状況及び改訂についてご報告申し上げます。 資料1ページをご覧ください。本日は、はじめに、本市の働き方改革推進計画についてご説明した後、法令改正に伴う計画改訂についてご報告申し上げます。 はじめに、「1 働き方改革推進計画について」の(1)策定の根拠であります。教育職員の職務等の特殊性に基づき、その給与や勤務条件の特例、その他の事項について定めた、いわゆる給特法のほか、同法に基づく国の指針、そして、北海道が策定する学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」でございます。次に、(2)計画の趣旨・目的であります。1点目に、教育職員の業務が長時間に及んでいる状況に対策を講ずるため、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすること。そして、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、より良い教育を行うこととでございます。次に、(3)計画の策定状況は記載のとおりであり、現在、第3期の計画期間中であります。なお、各期の計画期間が連続しておりませんが、その理由は、下の※印に記載のとおり、北海道アクション・プランの策定・公表後、その内容を勘案して、江別市独自の取組も時間をかけて検討しているためでございます。次に、(4)進捗状況(令和7年度)であります。計画の進捗状況を把握するため、目標の達成状況や取組の検証を行っており、数値目標として、時間外在校等時間を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としてございます。そのほか、市内小中学校25校に対し、働き方や業務の改善と効率化についてアンケート調査を行っているところでございます。 2ページをご覧ください。こちらは、数値目標に対する達成状況であり、ア 1か月45時間以内の時間外在校等時間では、上段に小中学校別の達成・未達成の状況を示しており、ひと月でも45時間を超えた場合は未達成となり、未達成となった教育職員が何か月45時間を超えたのかを示したものが、下段の表であります。上段に戻りますが、月45時間の未達成の割合では、小中学校ともに50%を超え、中学校では約71%と高い割合になっております。下段の、月45時間を超えて勤務した月数では、小中学校ともに1から3か月の超過が最も多い一方で、10から12か月とほぼ毎月45時間を超えている職員も一定数おり、小学校で約15%、中学校で約25%でした。 3ページをご覧ください。次に、イ 1年間360時間以内の達成状況では、未達成が、小学校で約50%、中学校で約65%、小中全体では約55%でした。次に、(5)市内小中学校(管理職)に対するアンケート調査結果の主な回答であります。①タブレット端末で、どこでも校務をできるようになったことについては、非常に、又はやや効率化されたと回答した割合が9割を超えました。 4ページをご覧ください。②市教委が学校に行うアンケート調査をWEB回答できるようになったことについては、非常に、又はやや効果があると回答した割合が7割を超えた一方で、どちらとも言えない、あまり効果がないとの回答もあり、これは後ほど説明しますが、便利になったことにより、かえって調査の頻度が増し、負担感につながったものと考えております。次に、③ALT、学習サポート教員、SC、SSW、登校サポーター等の派遣による校務の効率化については、非常に推進されたが8割を超え、やや推進されたを合わせると10割となりました。 5ページをご覧ください。④教職員が生成AIを活用できるようになったことについて

	も、非常に、又はやや効果があると回答した割合が10割となり、生成AIが校務に活用され、また、満足度が高いことがわかりました。下段の学校からの主な意見であります、左側の肯定的な意見では、学校への人的支援である専門スタッフの配置が助かっているという意見のほか、その下の、ICT活用が進み、柔軟な働き方を選択できるようになったという意見、また、スクールカウンセラーなどの丁寧な対応が課題の解決に大きく貢献しているとの意見がありました。一方で、右側に記載の課題となる意見では、肯定的な意見にあった、専門スタッフの配置が、逆に出勤簿等の管理作業の増加につながっているといった意見があり、これに対しては、現在、出勤簿等のデジタル化を試行しており、今後、結果を見て本格実施に向けて検討していきたいと考えております。その下には、先ほど申し上げた、アンケート調査の頻度の増加により、負担を感じているという意見に対しては、調査時期の分散やアンケート項目の集約等の工夫を行ってまいりたいと考えております。その下には、異動のたびに多くのシステムを使いこなす負担についての意見があり、これに対しては、サポート体制の充実のほか、広域的な取組を促進するため、管内担当課との情報共有を図ってまいりたいと考えております。以上が、第3期計画の進捗状況であります。 6ページをご覧ください。次に、「2 第3期計画の改訂」であります。(1)改訂理由であります、給特法の一部改正により、教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画の策定と公表が義務付けられたことを受け、働き方改革推進計画を業務量管理・健康確保措置実施計画に位置づけるほか、所要の改正を行うものであります。なお、業務量管理・健康確保措置実施計画、いわゆる業務量管理等計画とは、教育職員の勤務時間の管理のほか、健康管理等を行うための目標や措置、具体的な取組を定めたものであり、北海道においても、働き方改革「北海道アクション・プラン」を業務量管理等計画に位置づけた改訂を行っております。次に、(2)主な改訂内容であります、1点目に、働き方改革推進計画を業務量管理等計画に位置づけること、2点目に、国の指針に合わせ、令和11年度までに1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度に削減する目標を掲げること、3点目に、学校と教師の業務の3分類を、これまでの14項目から19項目に改める改訂を行いました。なお、下の表は、改訂後の19項目であります。次に、(3)市独自の新たな取組(改訂)内容であります、市教委では、法令や道教委のプランを踏まえ、働き方改革に資する独自の取組を計画に盛り込むこととしており、ア 学校と教師の業務の3分類に関する取組として、①に記載のDX支援員を配置したほか、②地域学校協働本部の設置と地域学校協働活動推進員の配置、③モデル校における学校プールの共同利用や市民プールの活用、外部指導員の派遣、日常清掃等の外部委託、④部活動地域展開アドバイザーの配置を盛り込んでおります。また、イ 校務効率化・学校への人的支援に係る取組(改訂)内容として、①自動採点システム、AIドリル等の積極的な活用と生成AI活用の推奨、②学習サポート教員の派遣回数増と、中学校への登校サポーターの派遣回数増を盛り込んでおります。 以上が改訂内容であります、別冊資料1として新旧対照表を、別冊資料2として改訂後の計画を添付しておりますので、ご参照願います。最後に、法令改正によりまして、新たに業務量管理等計画の実施状況を、総合教育会議に報告する旨の規定が設けられたことに鑑みまして、8月18日開催の総合教育会議でも本件について報告する予定であることをお含み置きます。 報告は、以上であります。 ただいま報告のありました、江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の進捗状況及び改訂について、質問等がございましたらお受けします。 資料2ページと3ページにあります月間目標と年間目標の達成状況について、極めて未達成の数値が高いと受け止めましたが、何が背景にあって未達成の数値が高い状況になるのか、調査というものはあるのでしょうか。 働き方改革推進計画については、第1期から継続しているところでありますが、なかなか目標が達成されている状況にございません。それについては、小中学校の先生方は慢性的に忙しい状況にあることが挙げられます。例えば、授業の準備、学校行事、部活動、保護者対応などにより非常に多忙でございます。さらに言いますと、休憩時間がその日その日で設定されておりますが、なかなか休憩時間を取ることができない状況にあるということから考えますと、「これがあるから未達成」ということではなくて、慢性的な忙しさが未
黒川教育長	
松田委員	
水口学校教育課長	

松田委員 水口学校教育課長	達成に繋がっているものと考えております。国や北海道では、ＩＣＴを積極的に進めるといったことが記載されておりますし、市の推進計画でもそういったことを進めるように予算化を行っていますが、なかなか未達成の状況を改善することは難しい状況にあるところでございます。 慢性的な多忙さにあるのだろうということは予測できると思いますか想定内なのですが、慢性的な多忙さを改善するために、どのような具体的な改善策があるのでしょうか。 働き方改革推進計画を改訂したり、進捗状況を確認したりするにあたって、学校の先生方からは、やはりマンパワー不足ということが挙げられております。そのほかにも学校管理職の教頭先生からは、調査ものや事務作業が負担になっているという声も聞かれます。教育委員会としましては、そういった学校の声に応えられるように、専門スタッフの配置を毎年拡充しているところです。例えば、特別支援教育支援員は、現在９０名を各学校に配置しておりますが、令和４年度は７０名程度であり、年々拡充されております。そういった専門スタッフの配置拡充については、学校としては非常に助かっているという声をいただいております。一方で、そういった専門スタッフの配置拡充によってできた時間を、子どもたちと向き合う時間にすることができたという声も聞かれますので、こういった取組が直ちに時間外勤務の減には繋がってはいないという実態もあることがわかりました。
松田委員 水口学校教育課長	専門スタッフを拡充することにより生み出された時間によってゆとりが生まれた分、その時間を子どもたちのために消化しているということで、最終的には勤務時間を短くするということには繋がっていないということなののでしょうか。 専門スタッフの配置やいろいろな取組によって生み出された時間が、すべて子どもたちに向けられるかという点と必ずしもそうではなく、時間外にしかできなかったと思っていた作業等を、その生み出された時間にできたということもあるということで、時間外勤務の削減に全く貢献していないということではございません。
松田委員	ゆとりの時間が生まれたことによって潤うということもあるけれども、子どもたちと向き合う時間のために消化しているということなので、結果的には時間外の短縮にはなかなか繋がっていないという現状ということと理解いたしました。
黒川教育長	学校が一番求めているのはマンパワーであるということは水口学校教育課長からあったとおりです。全国都市教育長会、全国や北海道の校長会教頭会等を通して、学級定数の改善や教員を増やしてほしいという要望が継続して行われております。それがまったく無視されているわけではなく、一学級の定数というのは少しずつ減ってきており、北海道は全国の中でも一学年先に学級定数を削減してくれてはいるものの、まだ追いついていないというのが現状です。もう一つは、現在精力的に審議が行われております新しい学習指導要領においては、戦後初ではないかと思われそうですが、授業時数の削減ということが提起されます。つまり現在は一週間に２９時間の時数を２７時間にするとされる学習指導要領が提起されるのではないかと報道されているところであり、その時間を先生方の研修であったり授業準備等に充てることができるようにするという大きな提起がなされるものと思われると思います。現在の働き方改革は、削れるところはないのに、なんとか工夫して効率的にやってくださいというお願いばかりだったものを、抜本的に授業の数を減らすという大きな改革が今後生まれる可能性があるという状況とご理解いただければと思います。 そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項（２）不登校児童生徒数及びいじめの認知件数についての報告を求めます。
米山教育相談担当参事	米山教育相談担当参事参事をお願いします。 私から、報告事項（２）不登校児童生徒数及びいじめの認知件数について、ご報告申し上げます。 資料をご覧ください。はじめに、本件は、文部科学省による「令和７年度児童生徒の問題行動・不登校など生徒指導上の諸課題に対する調査」に係る、江別市分の結果がまとまったことから、ご報告するものであります。 資料１ページをご覧ください。１ 不登校児童生徒数の、（１）不登校児童生徒の定義に

についてですが、文部科学省では不登校児童生徒について、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因や背景により登校しない、あるいは登校したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としております。次に（2）不登校の実態、①江別市の不登校児童生徒数についてですが、令和元年度に174人であった不登校児童生徒数が、令和7年度の速報値では前年度から3人減少し、302人となっており、内訳としては、小学校が前年度から7人減少の90人、中学校が4人増加の212人という状況であります。江別市の令和7年度不登校児童生徒数は高止まりの状況にありますが、前年度より減少した要因については、児童生徒一人ひとりの背景や学校・家庭環境などが複雑に絡みあっている場合が多いため、特定することは難しいところですが、市教委では、学校に来ることはできても教室に入ることができない児童生徒を支援するために設置している「登校支援室」に、令和5年10月から登校サポーターを週2回派遣するとともに、令和6年度からは「登校支援室」を全校に設置し、児童生徒の居場所確保の充実に努めていることが、不登校生徒の激増を抑えることに繋がったと考えております。また、小学校の不登校児童が減少した要因については、「登校支援室」の取組に加え、江別市では令和6年度から小学校のスクールカウンセラーの配置時間数を4時間から40時間に増やし、悩みや問題を抱える児童生徒の心のケアを行ってきたことや、web-QUという学級集団の状態等を把握できるアンケート調査を中学1年生に加えて小学6年生でも実施したことなど、様々な取組の効果が表れたのではないかと考えておりますが、今後も引き続き推移を見ていく必要があると思われます。次に、②全国の不登校児童生徒数についてですが、全国的には右肩上がりでも急激に増加しており、令和6年度には35万人を超え、過去最高を更新しました。

資料2ページをご覧ください。③北海道の不登校児童生徒数についてですが、北海道におきましても全国と同様、右肩上がりでも増加しております。なお、全国と北海道の令和7年度の数値につきましては、今年の秋頃の公表予定となっております。次に（3）不登校支援の基本的な考え方についてですが、不登校は問題行動ではなく、不登校や登校渋りの児童生徒には、その児童生徒に適した支援が必要であること、また、特定の教職員で抱え込むのではなく、学校における支援の状況を組織的に把握することが重要であると考えております。また、児童生徒によって、関わり方や支援の方法は異なるため、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、多職種が支援に関わっている状況を把握するとともに、情報交換・共有する必要があると考えております。次に、2 いじめの認知件数の、（1）いじめの定義についてですが、「いじめ」とは、「他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であり（これにはインターネットを通じて行われるものを含みます）、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言います。例えば、友人から「バカ」と言われ、児童等が「いやだ」と感じれば、それは定義上「いじめ」となります。次に（2）いじめの実態の①江別市のいじめの認知件数についてですが、令和元年度からの推移を見ますと令和4年度から急増していますが、これは、北海道の通知に基づき「いじめアンケート調査」を年2回行っていたほか、令和4年度からは江別市独自で追加のアンケート調査を1回実施していたことに加え、いじめの発生を早期に把握し適切な対応を行うため、小さなトラブルであっても、いじめの兆候を見逃さずに積極的に認知することが重要という認識が深まったことから、認知件数が増えたものと考えております。なお、令和7年度からは北海道のいじめアンケート調査が年3回の実施となり、江別市独自のアンケート調査は実施しておりません。令和7年度の速報値では、小学校では前年度から35件増加し、中学校では42件の増加という状況になっております。いじめの認知件数が増加した要因については、一概に特定することは難しいところですが、先ほどもご説明しましたweb-QUの小学6年生への対象拡大により、いじめのリスクが高い児童を早期に発見し対応するなど、様々な取組の効果があったのではないかと考えております。

資料3ページをご覧ください。②全国のいじめの認知件数についてですが、コロナ禍による学校休業の影響で一時的な減少はあったものの、その後は増加傾向が続いております。③北海道のいじめの認知件数についてですが、全国と同様に、コロナ禍による一時的な減少ののち、増加傾向が続いています。なお、全国と北海道の令和7年度の数値については、不登校児童生徒数と同様、今年の秋頃の公表予定となっております。次に（3）いじめに対する基本的な考え方についてですが、いじめは、「どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、組織的に対応することが重要であり、どんな理

	由があっても許されない行為であることは当たり前ですが、認知件数が多いこと自体は悪いことではなく、いじめを早期に認知し、見逃さない姿勢が重要であります。また、特定の教職員で抱え込むのではなく、初動から、組織的な対応を徹底することで、いじめ解決の結果に大きな差が出てきますので、各学校の「いじめ防止基本方針」を全教員が認識し、いじめの認知から対処までの対応のみならず、全ての事実経過を全教職員が把握・共有し、確認された対処方針に基づき、全員が同じ対応を適切に行っていくことが重要であると考えております。 4 ページをご覧ください。次に、3 不登校・いじめに対する主な取組として、教育委員会が取り組んでいる不登校児童生徒への支援や、いじめの早期発見のための取組については、(1) から (8) まで記載のとおりですが、令和7年度及び令和8年度に拡大した取組をご説明いたします。(3) スクールカウンセラーについては、令和8年度から中学校への派遣回数を月平均2回から3回に拡大しています。(4) 心の教室相談員については、令和7年度から、それまで月8回程度だった派遣回数を月10回程度に拡大しています。(5) 登校サポーターについては、令和8年度から週2回の派遣回数を、中学校においては週5回に拡大しています。 資料説明は以上となりますが、教育支援課といたしましては、今後におきましても、不登校やいじめに悩む児童生徒や保護者などの支援の充実に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。 説明は以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、不登校児童生徒数及びいじめの認知件数について、質問等がございましたらお受けします。
松田委員	不登校児童生徒数で確認なのですが、学校に登校した後、登校支援室に行けば出席の扱いになるということでしょうか
米山教育相談担当参事	松田委員のおっしゃるとおり、登校支援室を利用して学校に来ているということで、この統計上は出席という扱いとなります。
松田委員	1 ページと2 ページの不登校児童生徒数のグラフについて、分母が減少傾向にあるのが全国的な動きかと思いますが、分母が分からないと不登校児童生徒数が減少傾向か増加傾向なのか判断できないかと思いますがいかがでしょうか。
米山教育相談担当参事	松田委員のおっしゃるとおり、全国でも北海道でも、児童生徒数は減少傾向にあります。こちらに記載はしていないのですが、100人当たり何人という在席率を国や北海道が出しておりまして、例えば②の全国の不登校児童生徒数について、令和5年度が100人当たり3.72人から令和6年度は3.86人に上がっております。③の北海道の令和5年度が4.18人から令和6年度は4.24人と上がっております。江別市においては、令和6年度が3.48人、令和7年度は3.45人ということでマイナス0.03ポイントという状況でございます。
松田委員	そのようにパーセンテージでおしえていただけると正確に捉えられているということがわかります。ありがとうございます。
黒川教育長	そのほか質問はございませんか。 (質疑終了) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
兼平セラミックアートセンター長	次に、報告事項(3)セラミックアートセンター企画展「神田日勝展」の中止についての報告を求めます。 兼平セラミックアートセンター長お願いします。 報告事項(3)セラミックアートセンター企画展「神田日勝展」の中止について、ご報告いたします。 資料をご覧ください。1の会期であります、(1)当初では、令和8年7月18日土曜日から9月6日曜日までの43日間を予定しておりましたが、中止による変更後は7月18日から7月24日までの6日間としたものであります。2の中止の理由は、施設冷房機器の故障により、会場の温湿度管理が維持できず、展示作品の保全が確保できなくなったためであります。3の経緯であります、6月11日木曜日の定期点検により機器の故障を確認し、当日中に修繕を発注いたしました。7月14日火曜日に、展示作品が搬入され、翌日の15日から16日にかけて展示作業を行いました。この時の会場内温度が適正

	値を上回る26.5℃、湿度が70%を計測したため、17日以降、神田日勝記念美術館への温湿度報告を求められました。7月22日水曜日と23日木曜日にスポットクーラーを計5台設置し、温湿度の適正化を図りましたが、23日木曜日に神田日勝記念美術館職員が来館され、作品の保管管理状況について現地確認と展示会中止等について協議を行いました。翌24日の金曜日に展示会中止を決定したところです。29日には施設冷房機器が修繕されましたが、同日作品撤収を行い、神田日勝記念美術館への返却は、明日31日としております。4の当該事業にかかる費用であります、(1)当初の歳入は1,622千円、歳出2,074千円、中止による変更後の歳入は80千円、歳出は1,497千円を見込んでおります。 セラミックアートセンターといたしましては、今回の中止により、作品鑑賞を楽しみにして下さっていた多くの市民の皆さま、そして貴重な作品をご貸与くださった神田日勝記念美術館関係者の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことに改めて深くお詫び申し上げます。今後は、収蔵展示作品の保管環境の改善に向け、施設設備の日常点検ならびに温湿度管理の徹底を図り、信頼回復に努めてまいります。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、セラミックアートセンター企画展「神田日勝展」の中止について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1)議案第31号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、(2)議案第32号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、以上2件について、一括説明を求めます。 清水教育政策担当主幹をお願いします。
清水教育政策担当主幹	令和8年議案第31号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第32号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、一括してご説明いたします。この2件の議案につきましては、先ほど学校教育課から「江別市立学校における働き方改革推進計画(第3期)の進捗状況及び改訂について」の報告があり、同計画を業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付ける旨の説明があったところですが、これに伴い関係する規則の改正を行うものであります。 はじめに、議案第31号について、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。1の改正理由であります、江別市では、江別市立学校管理規則第10条に定められた学校評価の規定により、毎年、各学校において、教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めてきたところですが、学校教育法の一部が改正され、「学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるに当たっては、業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない」と規定されたことから、所要の改正を行うものであります。改正内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。学校評価について定めている第10条について、表右の赤字で記載のとおり、業務量管理・健康確保措置実施計画に関することを追加するものであります。2ページにお戻り願います。附則において、公布の日から施行することとしています。 続きまして、議案第32号について、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。1の改正理由であります、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、学校運営協議会の承認が必要な事項に「業務量管理・健康確保措置の実施」が加わったことから、所要の改正を行うものであります。改正内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明いたします。学校運営に関する基本的な方針の承認を定めている第5条において、表右の赤字で記載のとおり業務量管理・健康確保措置に関することを同様に追加するものであります。2ページにお戻り願います。こちらも同様に、公布の日から施行するものであります。 なお、各議案の資料の4ページ以降に、それぞれの規則について、改正箇所を赤字とし

黒川教育長	ておりますので、ご参照願います。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。 ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、1件ずつ承認をお諮りします。 議案第31号 江別市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、議案第32号 江別市立学校における学校運営委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(3) 議案第33号 江別市社会教育委員の委嘱についての説明を求めます。 星野生涯学習課長をお願いします。
星野生涯学習課長	審議事項(3) 令和8年議案第33号 江別市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料1ページをご覧ください。江別市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び江別市社会教育委員条例第2条に基づき委嘱しているものでありますが、現委員の任期満了に伴い、今回新たに委員を委嘱しようとするものであります。1の委員候補者につきましては、各団体等から推薦を受けた者8名及び公募委員2名の計10名であり、2ページに添付している委員名簿のとおりであります。次に、2の委員の任期につきましては、令和8年8月1日から令和10年7月31日までとなっております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、議案第33号 江別市社会教育委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(4) 議案第34号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についての説明を求めます。
堀井郷土資料館長	堀井郷土資料館長をお願いします。 審議事項(4) 令和8年議案第34号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。 資料をご覧ください。江別市文化財保護委員会は、文化財の指定及び保護について教育委員会の諮問に応ずるため、江別市文化財保護条例に基づき設置され、その委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとなっております。現在委嘱しております10名の委員が7月31日を以て任期満了となることに伴い、新たに委嘱しようとするものであります。1の委員候補者については、2ページ目の名簿に記載のとおりでございます。各委員候補者の専門分野につきましては、摘要欄に記載のとおりです。次に、2の委員任期は、令和8年8月1日から令和10年7月31日までとなっております。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、議案第34号 江別市文化財保護委員会委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明願います。 松井総務課長をお願いします。

松井総務課長	次回の教育委員会の案件でございますが、報告事項として、令和8年度第1回学校一斉公開アンケート集計結果について、令和8年度青少年キャンプ村「こんがり王国」の実施結果について、審議事項として、令和9年度に使用する小学校用教科用図書の採択について、同じく、中学校用及び小・中学校の特別支援学級で使用するそれぞれの教科用図書の採択について、などを予定しております。また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、8月28日金曜日午後3時30分からと考えておりますが、各委員の皆さま方のご都合等はいかがでしょうか。
黒川教育長	ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は、8月28日金曜日午後3時30分からということで、皆様よろしいですか。 （一同了承） 以上をもちまして、令和8年第7回定例教育委員会を終了いたします。 （閉会）

終了 午後3時20分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 松田 久美